

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### オリンピックメダリストの報奨金

Q：オリンピックにおいて優秀な成績を取めると、報奨金が支給されるそうですが、この報奨金は税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A：オリンピックにおいて特に優秀な成績を取めた者を表彰するものとしては、財団法人日本オリンピック委員会（JOC）から交付される金品や、地方公共団体、所属団体、または勤務先から交付される金品があると思われます。その取り扱いは次のようになっています。

オリンピックにおいて第1位から第3位までに入賞した者に、財団法人日本オリンピック委員会（JOC）から、オリンピック特別賞として交付される金品については、所得税を非課税とすることとされています。

しかし、地方公共団体や各種団体から受ける報奨金については、勤務に関して受けるものは給与所得となり、それ以外は一時所得とされます。

一時所得とされる場合、一時所得の収入金額から控除される「収入を得るために支出した金額」は、報奨金の場合あまり考えられませんが、例えば、報奨金を受領するに当たって旅費の支払いをした場合の旅費等が該当するものと考えられます。

